

宗像地区水道事業広域化 現況調査調整票

大項目	1. 人事・組織	中項目	1. 組織	担 当	組合 宗像	矢富 永尾			所 管	
小項目	1. 補助機関	細 目				福津	竜口			

調整内 容	課 題	課題達成に平成21、22年度に予算措置を伴うもの			
		H21	金額(千円)	H22	金額(千円)
統合後の事務部局の組織は、総務課（総務係・経営係）、営業課（管理係・料金係）、					
施設課（設備浄水係・工務係）の3課6係体制とする。					

宗像地区事務組合	宗像市	福津市	統合後
事務部局			事務部局
・総務課 6名（派遣職員2名を含む）	上下水道部 ・部長 1名	水道課 12名（水道統合担当理事含む）	・総務課 7名（事務局長、次長を含む）
・施設課 6名	・営業課 12名		・営業課 13名
・浄水課 2名	・施設課 14名 ・水管理課 5名		・施設課 15名

宗像地区水道事業広域化現況調査調整票

大項目	1. 料金体系等	中項目	11. 水道料金等
小項目	1. 水道料金の改定について		

調整結果	課題
・統合後、3年以内に水道料金の統一を行う。	・統合後、速やかに水道審議会を立上げ、水道料金改定について諮問する。
・統一の際は、現行料金体系よりも安価に設定する。	

宗像市	福津市	宗像地区事務組合	調整案																																																																			
<p>宗像市水道事業 (料金)</p> <p>第28条 料金は、別表第2及び別表第3に定める水道使用料と水道メータ使用料の合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 (別紙)</p> <p>大島地区簡易水道事業 ○宗像市大島地区簡易水道事業給水条例（抜粋） (料金)</p> <p>第28条 料金は、別表第2に定める簡易水道使用料に別表第3に定める水道メータ使用料を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>福津市水道事業水道使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水装置種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="2">基本料金(1月)</th> <th colspan="2">超過料金(1m³当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用給水装置</td> <td>家事用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,260円</td> <td>8m³を超える部分</td> <td>236.25円</td> </tr> <tr> <td>営業工場用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,390円</td> <td>30m³を超える部分</td> <td>294円</td> </tr> <tr> <td>厚生事業官公署用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,785円</td> <td>8m³を超える部分</td> <td>236.25円</td> </tr> <tr> <td>工事用</td> <td>5m³ごとに</td> <td>2,310円</td> <td>10m³を超える部分</td> <td>236.25円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共用給水装置</td> <td>家事用</td> <td>6m³まで</td> <td>997.5円</td> <td>5m³に満たない場合は5m³とみなす</td> <td>236.25円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6m³を超える部分</td> <td>236.25円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30m³を超える部分</td> <td>294円</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道メーター使用料(1月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料</th> <th>口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>63円</td> <td>50mm</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>105円</td> <td>75mm</td> <td>1,417.5円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>126円</td> <td>100mm</td> <td>1,785円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>231円</td> <td>150mm</td> <td>3,465円</td> </tr> </tbody> </table>	給水装置種別	用途別	基本料金(1月)		超過料金(1m ³ 当たり)		水量	料金	水量	料金	専用給水装置	家事用	8m ³ まで	1,260円	8m ³ を超える部分	236.25円	営業工場用	8m ³ まで	1,390円	30m ³ を超える部分	294円	厚生事業官公署用	10m ³ まで	1,785円	8m ³ を超える部分	236.25円	工事用	5m ³ ごとに	2,310円	10m ³ を超える部分	236.25円	共用給水装置	家事用	6m ³ まで	997.5円	5m ³ に満たない場合は5m ³ とみなす	236.25円				6m ³ を超える部分	236.25円				30m ³ を超える部分	294円	口径	使用料	口径	使用料	13mm	63円	50mm	1,050円	20mm	105円	75mm	1,417.5円	25mm	126円	100mm	1,785円	40mm	231円	150mm	3,465円	なし。	<p>統合時期に併せ、宗像地区事務組合水道用水供給条例第9条の全部を廃止する。 なお、事務組合に統合する水道事業は、統合後料金を統一する。</p>
給水装置種別	用途別			基本料金(1月)		超過料金(1m ³ 当たり)																																																																
		水量	料金	水量	料金																																																																	
専用給水装置	家事用	8m ³ まで	1,260円	8m ³ を超える部分	236.25円																																																																	
	営業工場用	8m ³ まで	1,390円	30m ³ を超える部分	294円																																																																	
	厚生事業官公署用	10m ³ まで	1,785円	8m ³ を超える部分	236.25円																																																																	
	工事用	5m ³ ごとに	2,310円	10m ³ を超える部分	236.25円																																																																	
共用給水装置	家事用	6m ³ まで	997.5円	5m ³ に満たない場合は5m ³ とみなす	236.25円																																																																	
				6m ³ を超える部分	236.25円																																																																	
				30m ³ を超える部分	294円																																																																	
口径	使用料	口径	使用料																																																																			
13mm	63円	50mm	1,050円																																																																			
20mm	105円	75mm	1,417.5円																																																																			
25mm	126円	100mm	1,785円																																																																			
40mm	231円	150mm	3,465円																																																																			

宗像地区水道事業広域化現況調査調整票

大項目	2. 料金体系等	中項目	12. 加入金
小項目	1. 加入金の統一時期の決定 2. 新料金体系の決定		

調整結果	課題
・統合時に水道利用加入金（水道施設負担金）を統一する。ただし、本木簡易水道事業は除く。	
・加入金額（負担金額）は宗像市の例による。	
ただし、福津市の若木台第一次開発分は131,250円とする。	

宗像市	福津市	宗像地区事務組合	調整案																																																																											
<p>宗像市水道事業会計（水道利用加入金）</p> <p>第8条 給水装置の新設及び改造(既設水道メータの口径を増すものに限る。以下同じ。)の工事をしようとする者は、別表第1に定める水道利用加入金(以下「加入金」という。)を管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 管理者は、特に必要があると認めるときは、加入金を免除することができる。</p> <p>3 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(平16条例41・一部改正)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水道メータの口径</th> <th>水道利用加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設の場合(建築1戸(区画)当たり)</td> <td>13mm</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20mm</td> <td>294,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25mm</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40mm</td> <td>1,417,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50mm</td> <td>2,173,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75mm</td> <td>5,250,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100mm以上</td> <td>当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>改造の場合</p> <p>改造後の水道メータの口径に対応する加入金の額から、改造前の水道メータの口径に対応する加入金の額を控除して得た額</p> <p>備考 水道利用加入金には、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>大島地区簡易水道事業会計（水道利用加入金）</p> <p>第8条 給水装置の新設及び改造(既設水道メータの口径を増すものに限る。以下同じ。)の工事をしようとする者は、別表第1に定める水道利用加入金(以下「加入金」という。)を市長に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水道メータの口径</th> <th>水道利用加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設の場合(建築1戸(区画)当たり)</td> <td>13mm</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20mm</td> <td>294,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25mm</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40mm</td> <td>1,417,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50mm</td> <td>2,173,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75mm</td> <td>5,250,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100mm以上</td> <td>当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>改造の場合</p> <p>改造後の水道メータの口径に対応する加入金の額から、改造前の水道メータの口径に対応する加入金の額を控除して得た額</p> <p>備考 水道利用加入金には、消費税及び特別地方消費税を含む。</p>	区分	水道メータの口径	水道利用加入金	新設の場合(建築1戸(区画)当たり)	13mm	105,000円		20mm	294,000円		25mm	472,000円		40mm	1,417,000円		50mm	2,173,000円		75mm	5,250,000円		100mm以上	当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額	区分	水道メータの口径	水道利用加入金	新設の場合(建築1戸(区画)当たり)	13mm	105,000円		20mm	294,000円		25mm	472,000円		40mm	1,417,000円		50mm	2,173,000円		75mm	5,250,000円		100mm以上	当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額	<p>福津市水道事業会計</p> <p>水道施設負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>負担金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>210,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>(262,500円) 367,500円</td> <td>()は若木台第一次開発分に適用</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>682,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>1,890,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>3,675,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>7,350,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>15,750,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>管理者が定める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本木簡易水道事業会計</p> <p>水道施設負担金は一律 315,000円</p>	口径	負担金額	備考	13mm	210,000円		20mm	(262,500円) 367,500円	()は若木台第一次開発分に適用	25mm	682,500円		40mm	1,890,000円		50mm	3,675,000円		75mm	7,350,000円		100mm	15,750,000円		150mm	管理者が定める		<p>なし。</p>	<p>統合時に加入金（水道施設負担金）を統一する。 本木簡易水道事業会計は除く。</p> <p>加入金額（負担金額）は宗像市の例による。</p> <p>ただし、福津市の若木台第一次開発分は131,250円とする。</p>
区分	水道メータの口径	水道利用加入金																																																																												
新設の場合(建築1戸(区画)当たり)	13mm	105,000円																																																																												
	20mm	294,000円																																																																												
	25mm	472,000円																																																																												
	40mm	1,417,000円																																																																												
	50mm	2,173,000円																																																																												
	75mm	5,250,000円																																																																												
	100mm以上	当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額																																																																												
区分	水道メータの口径	水道利用加入金																																																																												
新設の場合(建築1戸(区画)当たり)	13mm	105,000円																																																																												
	20mm	294,000円																																																																												
	25mm	472,000円																																																																												
	40mm	1,417,000円																																																																												
	50mm	2,173,000円																																																																												
	75mm	5,250,000円																																																																												
	100mm以上	当該水道メータと13mmの水道メータとの流量比に基づき算定した額																																																																												
口径	負担金額	備考																																																																												
13mm	210,000円																																																																													
20mm	(262,500円) 367,500円	()は若木台第一次開発分に適用																																																																												
25mm	682,500円																																																																													
40mm	1,890,000円																																																																													
50mm	3,675,000円																																																																													
75mm	7,350,000円																																																																													
100mm	15,750,000円																																																																													
150mm	管理者が定める																																																																													

宗像地区水道事業広域化現況調査調整票

大項目	1. 水道事業の概況	中項目	7. 簡易水道
小項目	1. 大島簡易水道の取扱い 2. 地島簡易水道の取扱い 3. 本木簡易水道の取扱い		

調整結果	課題
・大島及び本木簡易水道については、宗像地区事務組合の特別会計として取扱うものとする。	
・大島及び本木簡易水道の料金体系については、当分の間、現行の料金体系とする。	
・大島及び本木簡易水道の赤字補てんについては、当該市が負担するものとする。	
・地島簡易水道については、宗像地区事務組合水道事業会計（公営企業法適用）で処理する。	

宗像市	福津市	宗像地区事務組合	調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・大島簡易水道については、宗像市簡易水道事業特別会計（公営企業法非適用）で処理を行っている。 ・大島簡易水道の料金体系については、宗像市大島地区簡易水道事業給水条例による。 ・大島簡易水道の赤字補てんについては、当該市が負担している。 ・地島簡易水道については、宗像市水道事業会計（公営企業法適用）で処理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本木簡易水道については、福津市簡易水道事業特別会計（公営企業法非適用）で処理を行っている。 ・本木簡易水道の料金体系については、福津市簡易水道事業給水条例による。 ・本木簡易水道の赤字補てんについては、当該市が負担している。 	なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・大島及び本木簡易水道については、宗像地区事務組合の特別会計として取扱うものとする。 ・大島及び本木簡易水道の料金体系については、当分の間、現行の料金体系とする。 ・大島及び本木簡易水道の赤字補てんについては、当該市が負担する。 ・地島簡易水道については、現行どおり公営企業法適用で処理する。 <p>※本木簡易水道について 現在、条例で工事用臨時用水、私設消火栓の規定がない。 統合後も条例の規定は必要ないか。</p> <p>※大島簡易水道及び本木簡易水道の資産についても事務組合へ無償譲渡するため、統合前までに資産台帳の整備をする。</p> <p>・大島及び本木簡易水道事業の公営企業法適用については、統合後検討する。</p>

宗像地区水道事業広域化現況調査調整票

大項目	1. 水資源の確保	中項目	17. 北福導水に関するこ
小項目	1. 宗像市受水 10,000 m ³ /日 (平成 22 年) 2. 福津市受水 3,000 m ³ /日 (平成 28 年)	3. 今後の受水計画の検討	
調 整 結 果		課 題	
<ul style="list-style-type: none"> 宗像市受水分 (平成 22 年 10 月から 10,000 m³/日) 福津市受水分 (平成 28 年 4 月から 3,000 m³/日) は、事務組合がそのまま引き継ぐ。 平成 28 年 4 月、受水量は 13,000 m³/日となる。 			

宗 像 市	福 津 市	宗像地区事務組合	調 整 案
受水量 10,000m ³ /日 (平成 22 年受水開始予定)	給水量 3,000m ³ /日 (平成 28 年受水開始予定)		<p>宗像市受水分 平成 22 年 10 月から 10,000 m³/日</p> <p>福津市受水分 平成 28 年 4 月から 3,000 m³/日</p> <p>} を引き継ぐ。</p> <p>統合後の受水量は 13,000 m³/日となるが、今後の水需要の動向を踏まえ、既存の施設の統廃合、配水ブロックの再検討を行う。</p>